令和８年９月２日
土木部建築住宅課長　表
電話 076-225-1775　内線 5300

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の提供について

１　概要

令和８年８月２７日からの大雨に伴う災害の発生を受け、９月３日より、住宅に被害を受けた方に対して、民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の提供を開始します。

２　対象区域

羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
（令和８年８月２７日からの大雨に伴う災害により災害救助法が適用されている市町）

３　対象者

当該災害時に上記の市町に居住し、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者であって、次のいずれかに該当する者

（１）住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者

（２）「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みにより住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない者

（３）二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める者

（４）令和６年能登半島地震又は令和６年奥能登豪雨において入居した賃貸型応急住宅が被害を受け、上記（１）から（３）までのいずれかの要件を満たす者で、別の賃貸型応急住宅への住み替えを希望する者

（５）災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が１か月を超えると見込まれる者（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。）

（６）その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

４　住宅の条件

石川県内にある住宅で、家賃が１か月当たり次の額以下であるもの

【石川県内（金沢市・野々市市を除く）】

１名世帯・・・・・・・　６万円
２名世帯・・・・・・・　６．５万円
３～４名の世帯・・・・　８万円
５名以上の世帯・・・・　９万円

【石川県内（金沢市・野々市市）】

１名世帯・・・・・・・　６万円
２名世帯・・・・・・・　８万円
３～４名の世帯・・・・１０．５万円
５名以上の世帯・・・・１１．５万円

５　入居期間

入居日から２年以内

※　恒久的な住まいの確保後は速やかに退去する必要があります。

※　応急修理制度を併用する場合は応急修理を申し込んだ日から６か月以内となり、修理完了後は速やかに退去する必要があります。

６　申込先

各市町担当課

７　詳細

詳しい内容は県ホームページからご確認ください。

URL： https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/index.html